事務局規程

第１章　総　則

（目的）

第１条 この規程は、一般社団法人京都わかくさねっと（以下、法人という。）の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第２章　組　織

（事務局）

第２条 この法人は、法人の事務を処理するために事務局を設置する。

第３章　職　制

（職員等）

第３条 事務局には、事務局長ならびに必要な職員を置く。

２ 事務局長は、必要に応じて職員の業務分担及び具体的な職務内容を指示する。

第４章　職　責

（職員の職務）

第４条 事務局長は、代表理事の命を受けて、事務局の事務を統括する。

２ 事務職員は、事務局長の指示を受けて事務を行う。

（職員の任免及び職務の指定）

第５条 職員の任免は、代表理事が行う。

２ 職員の職務は、代表理事が定める。ただし、具体的な業務分担は、事務局長が指示する。

第５章　事務処理

（事務の決裁）

第６条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、代表理事または理事会の決裁を経なければならない。

（規程外の対応）
第７条 本規程以外の事務局に関し必要な事項は、法令、定款及び別に定める規程等による。

（改廃）
第８条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則
この規程は、２０２５年９月１日から施行する。